

議案第25号

北上市公の施設の使用料等減免条例の一部を改正する条例

北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
施設名	所在地	施設名	所在地		
[略]		[略]			
北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）第2条第1項に規定する施設	北上市体育施設条例第2条第1項に規定する施設の所在地	北上市スポーツ施設条例（平成3年北上市条例第83号）第2条第1項に規定する施設	北上市スポーツ施設条例第2条第1項に規定する施設の所在地		
北上市総合運動公園体育施設条例（平成25年北上市条例第37号）第2条に規定する施設	[略]	北上総合運動公園スポーツ施設条例（平成25年北上市条例第37号）第2条に規定する施設	[略]		
[略]		[略]			
北上市北部交流館	[略]	北上市北部交流館	[略]		
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）			
減免基準	適用施設	減免率（%）	減免基準	適用施設	減免率（%）
[略]			[略]		

コメントの追加 [A1]: 脱字

コメントの追加 [A3]: 番地でした…

コメントの追加 [A2]: 委員会を受けて追記

3 市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	北上市交流センター条例第2条に規定する施設、江釣子多目的研修センター、江釣子共同福祉施設、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、 <u>北上市体育施設条例</u> 第2条に規定する北上市民成田スポーツ交流館、北上市立学校施設の開放条例第3条に規定する施設	[略]	3 市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	北上市交流センター条例第2条に規定する施設、江釣子多目的研修センター、江釣子共同福祉施設、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、 <u>北上市スポーツ施設条例</u> 第2条に規定する北上市民成田スポーツ交流館、 <u>北上市民黒岩スポーツ交流館</u> 及び <u>北上市民稻瀬スポーツ交流館</u> 、北上市立学校施設の開放条例第3条に規定する施設、 <u>北上市展勝地レストハウス</u>	[略]
[略]					
10 北上市消防団員がトレーニングのために使用するとき。	北上市総合運動公園体育施設条例別表第3に規定するトレーニングルーム及び室内走路	[略]	10 北上市消防団員がトレーニングのために使用するとき。	北上総合運動公園スポーツ施設条例別表第3に規定するトレーニングルーム及び室内走路	[略]
[略]					
13 市内の農業団体及び商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき。	江釣子多目的研修センター、煤孫農村交流プラザ、北上市工業技術交流施設条例第2条に規定する施設、北上市産業支援センター、北上市市民交流プラザ、	[略]	13 市内の農業団体及び商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき。	江釣子多目的研修センター、煤孫農村交流プラザ、北上市工業技術交流施設条例第2条に規定する施設、北上市産業支援センター、北上市市民交流プラザ、	[略]

コメントの追加 [A4]: 根拠法令は重ねなくとも可

コメントの追加 [A5]: 委員会を受けて追記

	江釣子共同福祉施設、北上市勤労者福祉施設条例第2条に規定する施設、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設		江釣子共同福祉施設、北上市勤労者福祉施設条例第2条に規定する施設、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、 <u>北上市展勝地レストハウス</u>	
14 公益財団法人北上市スポーツ協会又は公益財団法人北上市スポーツ協会の加盟団体が主催又は主管するスポーツ大会に使用するとき。	北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、 <u>北上市体育施設条例第2条</u> に規定する施設、北上市北部交流館	[略]	14 公益財団法人北上市スポーツ協会又は公益財団法人北上市スポーツ協会の加盟団体が主催又は主管するスポーツ大会に使用するとき。	北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、 <u>北上市スポーツ施設条例第2条第1項</u> に規定する施設、 <u>北上総合運動公園スポーツ施設条例第2条</u> に規定する施設、北上市北部交流館
[略]				[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

#### 提案理由

減免の対象とする公の施設に北上市展勝地レストハウスの駐車場及び園地を追加するほか、所要の改正をしようとするもので

ある。

コメントの追加 [A6]: 「。」追加しました。